

## 監査結果公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定による請求について、同条第3項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

平成13年1月15日

四日市市監査委員 伊藤 靖彦  
同 金 森 廣 二

### 第1 請求の受付

#### 1 請求のあった日

平成12年11月24日

#### 2 請求人等

請求人	四日市市在住	無 職	堀 一
	四日市市在住	会社役員	野 田 美 子
代理人	四日市市在住	弁護士	松 葉 謙 三

#### 3 請求の内容(原文のとおり)

四日市市土地開発公社(以下公社という)は、四日市市からの依頼事業、公社プロパー事業のために土地を購入した。公社がこのようにして保有している土地は114万8151平方メートルでその帳簿価格は373億1701万5139円である。この内、四日市市が不要な土地として認定した土地は別紙のとおりであり、四日市市依頼事業用地の11年度の帳簿価格は合計46億239万4613円であるのに対し、評価額は19億2051万1514円であり、差損は26億8188万3099円であり、公社プロパー事業用地の11年度の帳簿価格は169億5683万6055円であるのに対し、評価額は84億4383万5431円であり、差損は85億1300万624円である。

これらの土地は、いずれも、公社職員らが相手方と、料亭やスナックで飲み食いしたりゴルフ接待をしたり、理事らに法的根拠なく贈り物をした全く不必要な諸経費が含まれており、購入当時の鑑定額より高い金額で購入された土地、必要性が確かめられないまま借金をして購入した土地であり、そのため、購入価格に長年支払われた金利、上記の不当な諸経費が帳簿価格に算入されている。依頼事業とプロパー事業の差損の合計は111億9488万3723円にのぼる。

四日市市長は、このような違法な土地購入をして公社に損害を与えた公社理事や不必要な土地購入に不当に介入した四日市市議員らや違法な飲食をした者に責任を取らせることなく、四日市市が税金を投入して差損を支払うと声明しているが、責任者に責任を負わせることなく、税金で差損を支払うのは違法である。よって、購入当時の公社の理事、不当に介入した四日市市議会議員、公社に不当に高く土地を売って不当利得を得た土地売却者、違法な飲食をした者、接待を受けた者に損害賠償請求、不当利得返還請求するとともに、四日市市長が上記差損111億9488万3723円を支払うことを防止することなど適切な処置をとることを求め、地方自治法第242条1項に基づき別添資料を添付して請求する。

(注)提出のあった資料の記載は省略した。

#### 4 請求の受理

本件措置請求について、平成12年11月24日付けで受理した。

### 第2 監査の実施

本件措置請求について、法第242条第3項の規定により、次のとおり監査を実施した。

なお、本件の監査に当たっては、以前に四日市市土地開発公社（以下「公社」という。）の理事であった監査委員小井道夫、同石川勝彦は法第199条の2の規定により除斥した。

#### 1 証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対し、平成12年12月8日に法第242条第5項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を与えた。請求人から、新たな証拠として、市長、議長宛の公開質問状並びに公社食糧費・交際費の分析結果、新聞記事コピー等資料が提出された。

（注）提出のあった資料の記載は省略した。

#### 2 監査対象部局

平成12年12月25日に市長公室長、政策課長他3名から事情聴取を行った。

### 第3 監査の結果

本件措置請求は、これを却下する。

#### 理 由

住民監査請求のできる対象について、法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関または職員の財務会計上の違法若しくは不当な行為または違法若しくは不当に怠る事実に限定している。

一方、公社は、四日市市（以下「市」という。）が公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。）に基づき出資して設立した法人ではあるが、法律上は市から独立した人格を有し権利義務の主体としての地位をもつ、市とは全く別の団体である。

本件措置請求は、住民監査請求の対象となる市の職員に係わる行為についてではなく、住民監査請求の対象とならない専ら公社の職員等に起因する行為について市長に措置を求めるものであって、法第242条第1項に該当せず、不適法であり認められない。

また、本件措置請求は、市長が行う行為と、法律上市とは全く別の団体（市の機関でない）である公社が行う行為については厳格に区別されなければならないところ、住民監査請求の対象外である公社の違法・不当について言及するのみで、住民監査請求の対象としている市長の財務会計上の行為自体の違法・不当については何ら摘示していないのであって、法第242条第1項に該当せず、不適法であり認められない。